

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		那覇市		
名 称：	那覇市立城南こども園	種 別：	幼保連携認定こども園	
代表者氏名：	那覇市長： 知念 覚	定員（利用人数） （利用室数）：	90（32）名	
施設長氏名：	上原 恵子		(2) 室	
所 在 地：	〒 903-0814 沖縄県那覇市首里崎山町4丁目35番地の2		電話番号： 098-884-5909	
開設年月日	平成30年4月1日		ホームページ：	
職員数	常勤：（ 6 ）名、 非常勤：（ 5 ）名、 計：（ 11 ）名			
専門職員の人数	保育教諭	（ 10 ）名	保育士	（ ）名
	特別支援教諭	（ ）名	小学校教員免許	（ ）名
	調理師	（ ）名		（ ）名

職員の状況に関する事項

	園長		教頭		主幹保育教諭		保育教諭		特別支援 担当教諭		特別支援 ヘルパー	
常勤	1	名	1	名		名	4	名		名		名
非常勤		名		名		名	3	名		名	1	名

	調理員		栄養士		嘱託医		薬剤師		用務員		計	
常勤		名		名		名		名		名		名
非常勤		名		名	2	名	1	名	1	名		名

施設・設備の概要	保育室（2）遊戯室、わくわくルーム
----------	-------------------

③ 理念・基本方針

【基本理念】

「一人一人が安心感と信頼感につつまれ、仲間とともに、主体的に活動することを通して生きる力の基礎を育む」

○本園は、常に子どもの視点にたち「子どもの最善の利益」を第一に考え、次世代を担うことが、心豊かに、たくましく、しなやかに「生きる力」を身に付けることができるような教育保育を提供します。

○本園は子どもの最善の利益を考慮し、園児が安心、安全に通える園、保護者が安心して子育てができる園をめざし、家庭や地域との協力・連携を推進します。

○全職員が、子どもの為に教育保育の質の向上を図り、積極的に研修会に参加する等自己研鑽に努めます。

【教育・保育方針】

○教育・保育目標の具現化を図り、目標達成に向けこども園職員が連携しながら実現に努める

○こども園の職員が共通理解を図り、和と協働を大切にしながら一体となって園運営に邁進する。

○様々な教育効果を高めるため、家庭・地域・関係機関との連携に努める

○年間計画をもとに教育環境の充実に努める

○小学校、近隣の保育園、幼稚園との連携を図り、保こ小連携の推進に努める。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

幼児の特性を踏まえ健康管理の充実を図る為、家庭、こども園、学校医、薬剤師などすべての関係者と密接な連携を保ち、園児の日常の体調観察に留意している。また、健康診断の結果から、一人一人の健康状態と疾病の有無、異常の把握、適切な事後措置を行い、園児の健康維持・増進に努めている。感染症においては基本的な感染症対策を図り、状況を踏まえ保育活動又は行事等の開催方法の工夫、参加者の健康観察などの協力を求め取り組んでいる。

【食事】

那覇市東給食センター搬入による安心・安全な給食・おやつを提供。（アレルギー対応食の提供を含む）

【地域との交流及び特色】

本園は東苑と呼ばれ首里王朝の別邸で来賓をもてなす重要な役割を担う重要史跡があった地域であることから、琉球の文化を身近に感じられる地域の特色を生かし、地域の方々と連携し、うちなぐちや昔の遊びに触れる機会を持っている。遊びを通して沖縄の文化に触れ、地域を誇りに思う気持ちを育てている。また、豊かな自然に囲まれ施設のビオトープを活用し、四季折々の自然に触れる環境を整え、季節の草花小動物と触れ合う体験の中で好奇心、探求心を育てている。また、「首里城下にチョウを飛ばそう会」の協力をいただき、同会の地域の方の自宅にある「蝶園」の見学会を行い、おごまだらの習性や特徴の説明や触れ合い体験、また本園での飼育活動の中で、命の大切さも学んでいる。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和5年9月21日～22日
	評価結果確定日	令和5年12月1日
受審回数 前回の受審年度	1回目 ()	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 保護者が安心して子育てができるよう支援を実施している。

日々の教育・保育の中で子どもの遊びを観察し、表情や言動等から子どもの満足を把握するとともに、帰りの会や「夏休みを迎える会」等の各種の集会で「砂場で大きな山を作れて嬉しかった」や「祭りごっこが楽しかった」等の発表から子どもの満足度を把握している。保護者に対しては、個別面談や日々の登降園時の会話の他、PTA総会や役員会に園長、教頭が参加し利用者満足の把握に努めている。学校評価による保護者アンケートから「コロナ禍に入り、園での子どもの様子がわからない」との声に、各クラスとも5月から、子どもの活動の様子を毎日ドキュメンテーションにして玄関に掲示している。今回の第三者評価保護者アンケートでは、「園で、お子さんは楽しく過ごしていると思いますか」の質問項目をはじめ、全22項目のうち14項目で100%「思う」との回答を得ている。

関連項目：33, 63, 64

2. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

園庭や教室では、季節や月毎に複数のコーナー遊びの環境を整え、子どもは好きな遊びを見つけ一人や気の合う友達と関わりながら取り組んでいる。カバマダラやオオゴマダラを観察ケースで飼育し、羽化させた経験からそれぞれ蝶の特徴を生かした製作に子ども自ら取り組んでいる。季節ごとに様々な野菜や草花が栽培され、水かけ等を行い、廊下の壁には育てた野菜の成長や収穫の写真が掲示され、野菜の成長や収穫を通し、環境の変化を体験出来るようにしている。絵本コーナーは、職員一人ひとりが推薦する絵本の展示や簡単なクイズが準備され、一人や友だちと一緒に過ごしたくなるよう、テーブル、椅子が設置されている。6月より「わくわくタイム」を週1回開催し、地域の方との交流やリズムやダンス歌・指遊びなど様々な活動を友だちと一緒に集会で体験できるようにしている。家庭でのバーベキューや地域のお祭りの体験を、遊びに取り入れたいとの子どもの思いを受け、話し合いを繰り返しながらバーベキューごっこや出店屋さんごっこを協同で取り組んでいる。活動の過程において友だちの気持ちに気づいて、譲り合える経験を積むことを保育教諭は支援している。

関連項目：51, 54

3. 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

地域のまちづくり協議会へ園長が参加し、スクールゾーンの早朝清掃に職員が参加し、クリーン活動のチラシを保護者に配布している。首里王家の別邸「東苑」跡の由緒ある地域にある園で、多様な地域人材の協力が得られている。地域の情報として、小学校だよりの「東苑」や那覇市地域子育て支援センターだよりの「那覇市子育て応援ガイド」等を、玄関周辺に掲示している。首里図書館の絵本貸し出しの活用をしている。小学校の「城南っ子まつり」で、保護者主体で運営し、職員も一緒に園児が踊りやゲーム等で参加している。「首里に蝶を飛ばそう会」からオオゴマダラの蛹や幼虫の寄贈があり、会員が来園して飼育法や食草についての話をし、園でオオゴマダラの放蝶をしている。園外活動後には会員宅を訪問して、園児がオオゴマダラに触れる等、地域の方と交流し興味・関心を深める機会を持っている。昔のおもちゃ作りをしている地域の方が、手作りコマやゴム鉄砲等を寄贈し、園児に「からくり絵本」の作り方の指導をしている。地域の方が提供したカメラに「メロン」と名付け、園児は日々世話をしている。勤労感謝の日には、小学校の図書館司書や横断歩道で立哨している地域の方、給食センターの職員、牛乳屋さん等、日ごろお世話になっている方々にプレゼントをしている。

関連項目：23

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画の策定に伴う収支計画の作成、及び中・長期計画をふまえた単年度事業計画の作成が望まれる。

園の理念や基本方針の実現に向けて、中・長期計画が策定され、施設整備や備品購入、人材育成、地域貢献に関する方針が示されている。中・長期計画に伴う収支計画の策定、及び単年度事業計画に、施設整備や備品購入、ボランティアや実習生の受け入れ等を追加し、中・長期計画との整合性をはかることが望まれる。 関連項目 4, 5

2. 教育・保育について標準的な実施方（マニュアル）の見直しが望まれる。

「子どもの権利擁護マニュアル」や「虐待発生時の対応マニュアル」や「不審者侵入時対応マニュアル」、「熱中症対応マニュアル」等、多数作成されている。その一部には、冊子の状態での提示も見受けられ、各種マニュアルの主旨をふまえて、職員が日常的に利用しやすいマニュアルの見直し、及び見直しの過程が分かるよう制定年月日や改訂年月日の記載が望まれる。

関連項目：24, 28, 29, 34, 36, 40, 41, 46

3. 地域の生活課題の把握に向け地域の福祉ニーズ等を把握し、応益的な事業・活動の実施が望まれる。

教育・保育ニーズ等の把握のため、学校評議員会やまちづくり協議会、民生委員・児童委員等への積極的な働きかけ等による情報収集や子育て相談等をとおして、地域の生活課題を把握し、地域の子育て支援事業や活動の実施が望まれる。 関連項目：26, 27

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受審し、第三者評価機関からの専門的、客観的な視点で園経営等について丁寧に取り上げ評価していただき心から感謝申し上げます。

今回の結果を受け、これからも継続して取り組みをさらに充実させていく事項や、これまで見落としてきた事項についての改善点等についてのご指摘、ご指導により職員とともに新たな気づきを発見することができました。今後ご助言いただいたことを踏まえ、利用者の皆様や本園職員にとっても、より良い園経営に向けての諸整備や保育の質の向上を目指し、取り組んで参りたいと思います。 ご支援ありがとうございました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○ 2	理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>理念と基本方針は、基本調査票や中長期計画、ホームページ、パンフレットに掲載されている。理念は「一人一人が安心感と信頼感につつまれ、仲間と共に、主体的に活動することを通して、生きる力の基礎を育む」として、こども園の目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は、「こどもの最善の利益を第一に」「教育保育の実践」や「家庭・地域との協力の推進」「職員の自己研鑽」について明示して理念との整合性が確保され、職員の行動規範となる内容になっている。「城南こども園職員倫理綱領」や「こども園職員としての心得」等を作成し、職員会議で周知が図られている。理念は玄関に掲示し、園だよりに記載している、入園・進級のおしおり及び重要事項説明書に記載し、入園説明会で保護者等への説明をしている。今回の調査時の保護者アンケートで「入園時に教育・保育の目標や方針について、十分な説明がありましたか」の問いに対して100%が「はい」と回答している。</p>	

項目		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○ 2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○ 4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント		<p>■取組状況 園長は、こども園園長連絡会に参加し、年度の動向等を把握し、学力向上推進計画、第2期那覇市子ども子育て支援事業計画について把握している。こども園開園時は園児が50人台在籍していたが年々減少し、今年度は30人台となり、子ども数の減少を把握して課題としている。</p> <p>■改善課題 社会福祉事業全体の動向の把握、及び定期的な教育・保育コストの分析や城南こども園利用者の推移、利用率等の分析が望まれる。</p>
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>■取組状況 園長は、改善課題として、人材の育成・確保、大規模修繕・備品の買い替え、子育て支援、定員減(特に1号認定児)等の中・長期計画に明示している。改善すべき課題については、職員会議で周知し、改善に向けて年度毎に、主管課と調整し進めている。市担当部署との調整を進めている。</p>

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。	
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
		3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 園の理念や基本方針の実現に向けて、中・長期計画が策定され、施設整備や備品購入、人材育成、地域貢献に関する方針が示されている。子育て支援や実習生、ボランティア等受け入れのマニュアルを作成し、人材育成・確保に積極的な受け入れ体制の整備を実施し、職員に対して内容を周知している。2月に教育課程編成会議で協議し、必要に応じて見直しをすると明示している。</p> <p>■改善課題 施設整備や備品購入等について、数値目標等を設定した具体的な実施状況の評価を行える内容とともに、中・長期の収支計画の策定が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
		4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>■取組状況 単年度事業計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が示され、実行可能な具体的な内容となっている。遊戯室のロールカーテンの設置、職員室のカーテンの交換、トイレドアノブ2か所の取り換え、パネルシアター一台の買い替え等が調査時点で実施済みとなっていた。</p> <p>■改善課題 単年度事業計画に、施設整備や備品購入、ボランティアや実習生の受け入れ等を追加し、中・長期計画との整合性をはかることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の事業計画として、教育保育計画(学校評価計画、安全計画、保健計画、基本的な生活習慣指導計画、食育年間指導計画等)を作成し、教育課程編成会議に職員参画で作成している。2月に教育・保育計画の冊子は担任保育教諭に配り、フリー保育教諭等には、職員室に設置している。週案作成等の会議に持参するなど周知されている。教育保育計画の実施状況は、毎月の職員会議で進捗状況を周知し、行事や安全計画等はその都度反省・評価を行っている。教育保育計画の見直しは12月頃から各担当で検討され、2月に案を作成し、職員会議で協議して決定している。</p> <p>■改善課題 フリー保育教諭等への配布に期待したい。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況 入園説明会において、「こども園入園・進級のしおり及び重要事項説明書」(今後「入園のしおり」という。)と一緒に年間行事計画予定表を配布し、保護者会でも説明している。日ごろの子どもたちの様子を各クラスで、ドキュメンテーションを作成して、毎日玄関先に掲示して周知している。園だよりには、目標、指導のねらい等を記載し保護者に配布し、すこやか通信(園長が伝えたい事項)を毎月発行している。さらに、行政発行の保健だより、給食だより(五大栄養素について、沖縄の食材について知ろう、及びレシピ等)を通信アプリ「さくらdays」で送信している。</p> <p>■改善課題 「こども園しおり」に行事予定表は表示されているが、子ども参加だけの行事表になっている。事業計画の主な内容をわかりやすく、保護者への理解を促す工夫としての資料等として、教育・保育計画に編綴されている、職員の研修や会議等が記載されている、年間行事予定表の配布が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 b
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○ 2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント	<p>■取組状況 学校評価(教職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート)が毎年実施されている。計画から実施、評価結果の集計、評価、考察、改善方針・改善策が検討され、評価結果の公表について、それぞれに時期を定め、園長と教頭を中心に体制が整備されている。自己評価の結果については公表している。今年度第三者評価を受審している。</p> <p>■改善課題 PDCAサイクルに基づく教育・保育の実施について、分析・考察の結果として、課題若しく問題点を明確にし、それに対して改善方針や改善策の作成が望まれる</p>	

項目		評価結果
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年実施して集計・分析を行って課題を明文化している。課題として、週案会議の継続、全保育教諭による保育参観、小学校との連携(児童交流、合同研修)、子育て支援の充実、基本的な生活習慣の確立に向けて等を明示して指導力を発揮している。具体的な体制の構築としては、各学年ごとのリーダーが振り返りをし、フリー保育教諭も参加する週案会議を実施し、園長、教頭も参加して行われている。園内研修(保育参観等)については、毎月年間事業計画に位置づけて実施している。基本的な生活習慣の確立については、指導計画を作成し、6月と12月に、家庭へのアンケートを実施し、その結果により、よい子の一日の約束事を「城南こども園のやくそく表」として作成し、特に夏休みや秋休みに家庭での実施状況を報告させ結果を掲示している。全職員が同じ援助が出来るよう取り組んでいる。地域の子育て支援については、子育て応援DAYとして未就園児の親子に対して年5回第2火曜日に園庭開放を実施している。毎年改善方針や改善策については、見直しがされされている。</p> <p>■改善課題 教育・保育計画に、学校評価として毎年実施し、家族アンケート、職員自己評価、学校評議員会からの意見・感想についての分析・考察を実施し、改善方針・改善策がまとめられている。園経営項目の重点目標を課題とされている。学校評価の項目においても、課題として明記すると共に、改善計画の作成が望まれる。</p>	

項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組について「新年度職員オリエンテーション」を開催し説明している。自らの役割と責任については、園だよりやすこやか通信を園長が担当として発行している。教育保育計画には、園務分掌の方針を記載し、園務分担表を明示し、業務内容の担当者を配置して全職員に周知している。園務分掌で教頭が園長を補佐することが明示され、園長不在時は教頭が代理を務めることが、避難訓練フローチャートに記載され、職員室に掲示されている。園長・教頭が不在の場合等の緊急対応は担任等で判断し対応することが明確化されている。</p>
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>法令遵守については、園内研修において、地方公務員の服務について実施し、地方公務員法第33条信用失墜行為の禁止により、取引業者との適正な関係保持を説明している。那覇市の契約規則に基づいて指定事業者との取引を行う等、利害関係者との適正な関係を保持している。消耗品等は市全体で環境に配慮した物品購入に取り組んでいる。那覇市職員服務規程には、セクシャルハラスメントとパワーハラスメント、妊娠出産育児又は介護に関するハラスメントの禁止が明記されている。園長は、園長連絡会に参加するとともに、市の条例や規則、国等からの周知文書をファイリングして職員が閲覧できるように配慮している。個人情報保護に関する研修受講後は伝達研修を実施し、資料を回覧している。働き方改革については、職員に義務化された年休5日取得についても促している。</p>

項目		評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ 2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○ 3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ 4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価と保護者アンケートを毎年実施して集計・分析を行っている。園長は、週案会議の継続、全保育教諭による保育参観、小学校との連携（児童交流、合同研修）、子育て支援の充実、基本的な生活習慣の確立に向けて等を課題として明示して指導力を発揮している。具体的な体制の構築としては、各学年ごとのリーダーが振り返りをし、フリー保育教諭も参加する週案会議を実施し、園長、教頭も参加して行われている。具体的な取り組みとして、園内研修（保育参観等）については、年間事業計画に位置づけて実施している。基本的な生活習慣の確立については、指導計画を作成し、6月と12月に、保護者へのアンケートを実施し、集計・分析により子どもたちの達成状況を確認している。全職員が同じ援助が出来るよう取り組んでいる。地域の子育て支援については、子育て応援デイとして園庭開放をしているが、未就園児の親子に対して、年間計画に位置づけ、年5回第2火曜日に園庭開放をしているが、実績はない。土曜日に来訪があり、絵本が置かれている玄関近くのホールや園庭で受け入れている。教育・保育の質の向上に向けて、職員間の保育参観や課題研究に取り組み、特別支援教育、体罰禁止とその対応、アセスメントにもとづく支援、人権に配慮した保育等を受講させている。</p> <p>■改善課題 こども園の実施義務となっている、地域の未就園児に対する子育て支援の充実した計画の検討、及び実施の展開が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
13	②	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○	2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>組織の理念や基本方針の実現に向けて労務分析を行い、12時間開所や週休代替のフリー保育教諭2名、特別支援教育ヘルパー1名、園務補助員1名を配置して業務の実効性の向上に取り組んでいる。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、働きやすい環境整備に取り組んでいる。職員会議を意思決定の場としている。保護者への対応として、園児の登降園管理、保護者への緊急連絡、園だより、保健だより、給食だより等を配信アプリ「さくらdays」を導入、市として延長保育料の徴収や園児の登降園管理、保護者への緊急連絡、園だより等の配信アプリ「さくらチアーズ」が導入され、事務作業軽減に繋がっている。人事異動をしてきた職員から、意見があり、フリー保育教諭を昨年はクラスに固定していたが、今年度から変動制にして実施するなど、業務の実効性を高めるために週案会議を実施し、園長も積極的に参画している。</p>		

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○	2 教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○	3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○	4 法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められている。市の職員採用計画に基づいて採用試験が実施され、人材が確保されている。週休代替のフリー保育教諭や特別支援教育ヘルパー、園務補助員が配置され、必要な人材が確保されている。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭1名が配置され、会計年度任用職員等の採用はハローワークの活用や市の広報誌への掲載等により確保に努めている。市として保育士確保に関する事業に取り組んでおり、保育補助員の養成も主管課で実施されている。会計年度任用職員等に欠員が出た場合は、知人等にも呼びかけて採用活動を実施している。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	○	2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	○	3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
		4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	○	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>総合的な人事管理として、理念や基本方針に基づき「こんな保育教諭像に」を明示している。市として人事基準が明確にされ、職員採用等については、那覇市の職員採用試験で公募選考されることが定められている。昇進、昇格は所属長からの推薦を条件とするなど職員に周知されている。那覇市の人事評価制度により園長と教頭が面談し、職員の自己評価における目標達成状況を評価している。労働基準法の改正により、会計年度任用職員就労要綱によって非正規職員のキャリアアップが図られ、子ども教育・保育課長との間で3・6協定が結ばれている。</p> <p>公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>	

項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/>	1 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/>	2 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/>	3 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/>	4 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	<input type="radio"/>	5 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/>	6 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/>	7 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	<input type="radio"/>	8 人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>労務管理に関する責任者は園長で、出退勤は静脈認証で行っている。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理され、職員の就業状況は園長が把握している。ストレスチェックを実施して市の保健師による巡回相談があり、市の人事課においても相談が出来る体制がある。園長と教頭による職員の相談にも応じている。公立学校共済組合の退職金制度があり、年1回は職員に健康診断を受けさせ、人間ドックやインフルエンザ予防接種への補助もある。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長は、シフト調整で事前の年次有給休暇申請は100パーセント取得できるように配慮している。人材確保、定着の観点から、保育士が幼稚園教諭資格取得を目指すため、代替職員としてフリーに転向して、資格取得試験対策として支援している。国の制度改革により非正規職員に会計年度任用の制度が導入され、給与が月給制となり、賞与や時間外手当も支給されている。公立学校共済組合への加入が認められている。</p> <p>公立については、着眼点7は対象外とする。</p>	

項目		評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○ 2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○ 3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○ 5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>教育・保育計画の園経営方針に、「こんな保育教諭に」を明示して、新年度に向けての職員オリエンテーションで周知し、職員一人ひとりの目標管理のために市の人事評価制度を活用している。保育教諭は、自己評価を実施し、「那覇市保育者育成指標」に基づいて目標(何を、どの水準まで、どのように、いつまでに)を設定している。12月～1月にかけて本人の申告に沿って園長と教頭による面談を通して達成状況を振り返り、評価して目標の見直しを行っている。</p>	
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○ 2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「期待する職員像」として、教育・保育計画に「こんな保育教諭に」を明示している。「那覇市保育者育成指標」に、6つのキャリアステージ(養成、採用、基礎、充実、発展、深化・共育)と各ステージに求められる資質・能力(保育者として5項目、保育実践6項目、マネジメント力6項目)を明記して職員に周知している。運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の免許取得者を認定こども園職員の採用基準としている。市や県が策定した研修計画に沿って初任者研修や2年目研修、発達支援の研修、職種別等の園外研修受講者の報告会を実施し、報告会不参加の職員には報告書を回覧している。虐待防止研修受講後は園内で伝達研修を実施している。園内研修の意義が記載された園内研修年間計画に沿って研修を実施し、保育教諭間の園内保育参観も実施して気づきや学びを得て資質向上に努めている。園内研修年間計画は研究主任が前年度の評価・反省のもと案を作成し、職員会議で見直している。今年度は「幼児教育の質の維持・向上のための園内研修の充実」を掲げ、地域の保育園等との計画的な交流研修の継続と、「保・幼・こ・小連絡協議会」の合同研修の実施に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題</p> <p>研修計画への「期待する職員像」と「那覇市保育者育成指標」の追記を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員の資格取得状況は採用時の履歴書と資格証の提出により把握している。新採用職員は沖縄県の初任者研修や2年目研修を受講し、経験豊かな職員と一緒にクラスを担当し、担任や教頭、フリー職員がサポートして個別のOJTが行われている。園長や教頭、保育教諭、特別支援教育ヘルパー等は職種別研修を受講している。職員は市が主催する中堅教諭研修等の階層別研修や子育て支援、食育、発達支援、人権に配慮した保育等のテーマ別研修を受講している。外部研修の情報は、全職員が参加できるように職員会議や週報で周知するとともに職員室に掲示している。園長は職員一人ひとりが研修を受講できるよう、シフトを調整する等の配慮をして受講を促している。園外研修報告会を実施し、参加できなかった職員には報告書を回覧している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○	3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○	4 指導者に対する研修を実施している。	
	○	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「実習生受け入れマニュアル」に実習生としての実習の目的と受け入れ側の心得が記載され、幼稚園教諭資格取得の実習生を受け入れている。新型コロナウイルス感染症予防に向けて、市から「こども園等における各種実習ガイドライン」が配布されている。実習プログラムは観察実習と部分実習、指導案を作成して園長や教頭も参観する責任実習が設定されている。訪問調査時に誕生会で実習生が披露した魔法のジュースは、園児に大好評であった。実習生受け入れに際しては、園長がオリエンテーションを実施し、実習心得について資料を準備して説明し、守秘義務等の誓約書は学校側から提出されている。オリエンテーションや各種実習の進め方について、実習指導者を中心に職員会議でマニュアルに沿って勉強している。実習生受入について、園児には実習初日に紹介し、保護者には園だよりで周知している。学校側との連絡・調整は教頭が担当し、実習前に学校担当者によるオリエンテーションがオンラインで実施されることもある。学校の担当者とは、実習内容についての事前調整を行い、実習期間中に学校担当者の訪問があり、必要に応じて電話等で連携している。小・中学校の中堅教諭資質向上研修（十年研）の一環としての体験研修も受け入れている。</p> <p>■改善課題</p> <p>「教育・保育に関わる専門職の研修・育成」は、認定こども園の社会的責務の一つであり、マニュアルに施設として実習生を受け入れる意義・目的の追記が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	4 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○	5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント		<p>■取組状況 ホームページに認定こども園の理念や基本方針、教育目標や全体的な計画、教育・保育の内容等が公開されている。苦情・相談の体制についてはポスターを玄関前に掲示し、意見箱を設置している。苦情内容や対応については玄関近くで1カ月程度公表している。園長は、まちづくり協議会に参加して挨拶をし、小学校との合同評議員会に参加して評議員の保育参観に対応している。</p> <p>■改善課題 苦情だけでなく、口頭や電話等による相談に対する改善や対応状況の公表も望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
		3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
		4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>■取組状況 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、那覇市の園務分掌や契約規則等に基づいて運営されている。年度初めの職員会議において事務や経理、取引等に関する資料と、職員の役割を明記した園務分掌を職員に周知している。那覇市の特定教育・保育施設等指導監査(実地指導)が毎年実施されている。那覇市は中核市として外部監査が導入されている。 公立のため着眼点3と4は対象外とする。</p>	

項 目		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○ 3	子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○ 4	認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○ 5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント	<p>■取組状況 地域との連携を全体的な計画に位置付け、基本的な考え方が指導計画に明示されている。地域の情報として「東苑」(小学校だより)や那覇市地域子育て支援センターだより、「はっぴいだより」、那覇市子育て応援ガイド、予防接種のお知らせ、那覇市立学校隣接校選択制や小学校入学準備金のお知らせ、全国交通安全運動のポスター等が玄関周辺に掲示されている。首里図書館の絵本貸し出しの活用もある。小学校の「城南っ子まつり」で園としてブースを出して保護者主体で運営し、園児が踊りを披露しゲームをする等、保護者と話し合いながら園児と一緒に職員も参加している。「首里に蝶を翔ばそう会」からオオゴマダラの蛹や幼虫の寄贈があり、会員が来園して飼育法や食草についての話をし、園でオオゴマダラの放蝶をする等、園児が興味・関心を深める機会がある。今年、春の遠足の帰りに会員宅を訪問して園児はオオゴマダラに触れている。昔のおもちゃ作りをしている地域の方が、手作りコマやゴム鉄砲等を寄贈し、園児に「からくり絵本」の作り方の指導をしている。地域の方が提供したカメラに「メロン」と名付け、園児は日々世話をしている。首里王家の別邸「東苑」跡の由緒ある地域にある園で、多様な地域人材の協力が得られている。勤労感謝の日には、小学校の図書館司書や横断歩道で立哨している地域の方、給食センターの職員、牛乳屋さん等、日ごろお世話になっている方々にプレゼントをしている。子どもや保護者のニーズに応じて、児童デイサービスや那覇市地域子育て支援センター「はっぴい」等を紹介して利用を推奨している。</p> <p>■改善課題 地域のコラボレーションの高齢化に伴う新たな地域人材の活用に期待したい。</p>	

項目		評価結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	5	学校教育への協力を行っている。
コメント	<p>■取組状況 「ボランティア受入れマニュアル」が作成され、受入れ窓口は那覇市こども教育保育課で、教頭を担当者として高校生以上を対象に受け入れ体制を確立している。マニュアルには、受入方法や受入の可否、オリエンテーションの内容、事前説明、誓約書(守秘義務)や報告書の提出等が明示されている。地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は「職場見学(小)・職場体験(中)・インターンシップ(高)受入れマニュアル」に明記されている。今年度作成したマニュアルは職員に配布し読み合わせをして周知している。保護者による読み聞かせやプール活動のボランティア受入に際しては、園だよりで事前に保護者等に連絡し、活動前に園長が口頭で説明している。誕生会で歌を披露した保護者もいる。コロナ禍以前は、高校生のインターンシップ受け入れ等、学校教育に協力していたが、現在は中止している。</p> <p>■改善課題 「ボランティア受入れマニュアル」への一般のボランティア受入れに関する基本姿勢の追記、及びマニュアルに沿ってオリエンテーションを実施し、守秘義務等の誓約書と報告書を提出させることが望まれる。</p>	

項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	△	5 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6 (認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>関係機関との連携については、医療機関や関係機関、タクシー等、緊急時の連絡先を職員室に掲示し、那覇市の子育て応援ガイド等の情報を職員間で共有している。地域の子育て支援センター「はっぴい」と連携し、園長が小学校の5役会議に参加している。年3回開催される「保・幼・こ・小連絡協議会」と小学校との合同評議員会に園長が出席している。共通の課題(自分の意見を発表することができない子が多い等)については合同研修会「学びをつなぐ、育ちをつなぐ」を開催して取り組んでいる。学校評議員の保育参観も実施している。小学校との連携は、5歳児の小学校図書室利用や司書による読み聞かせ、5年生の挨拶運動への参加等がある。発達支援児の支援にあたっては、子ども発達支援センターの巡回指導相談で保護者とともに専門のアドバイスを受けている。家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児や地域の子どもについては、市の子育て支援室に相談し、児童相談所や関係機関と連携して支援している。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があり、非該当とする。</p>	

項目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
		2 (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>地域の福祉ニーズの把握に関しては、園長が民生委員・児童委員も参加している「まちづくり協議会」に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努め、3歳児クラス設置のニーズがあることを把握している。園長は毎週小学校の5役会議に出席し、市の教育・保育園長連絡協議会に参加している。定期的に「保・幼・こ・小連絡協議会」に園長が参加している。地域の未就園の親子に園庭を開放し、年5回の子育て応援デイや子育て相談についてホームページで呼びかけ、チラシを玄関前に掲示している。予定日以外(土曜日)に園庭の利用を希望する地域の親子に園庭を開放している。</p> <p>■改善課題</p> <p>教育・保育ニーズ等の把握のため、学校評議員会やまちづくり協議会、民生委員・児童委員等への積極的な働きかけと情報収集や子育て相談等を実施することで、地域の生活課題の把握に向けた更なる取組が望まれる。</p>	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点		1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○	4 認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>公益的な事業・活動については、地域の活性化やまちづくりへの貢献として、スクールゾーンの早朝清掃に職員が参加し、まちづくり協議会のクリーン活動のチラシを保護者に配布している。小学校の「城南っ子まつり」に職員は企画の段階から協力している。地域の未就園の親子に園庭を開放し、公開保育を実施して5歳児の担任が集団遊びやゲーム指導等の様子を地域の保育園や地域住民に紹介している。</p> <p>■改善課題</p> <p>把握した地域の教育・保育ニーズに基づいて、地域の子どもの育成・支援等に関する具体的な事業・活動を計画に明示した取組が望まれる。</p> <p>着眼点1が確認できないため、判断基準により評価がCとなる。</p> <p>当園は土砂災害警戒区域に指定された場所に位置し、那覇市は防災マップを作成して市民に配布しており、着眼点5は評価対象外とする。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ 6	(認定子ども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○ 7	(認定子ども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○ 8	(認定子ども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 子どもを尊重した教育・保育については、「城南子ども園倫理綱領」に子どもの最善の利益の尊重を明示し、「権利擁護マニュアル」には子どもの権利条約に定める4つの原則と4つの権利を遵守することを明記し、「プライバシー保護マニュアル」を作成している。「人権に配慮した保育」や「体罰禁止とその対応について」等の研修を実施し、園長が子どもの人権についての講話をしている。子どもの人権擁護のためのセルフチェックを毎年実施し、「待たせてしまうことがある」や「急いでいるときに子どもの腕を引いてしまう」等のコメントに園長が改善策を示してチェックリストの振り返りを実施している。子どもが互いに尊重する心を育てるため、帰りの会等のクラスで集まる場でお互いに気づいたことや良かったこと、こうしたら良かったんじゃない等の振り返りを行っている。土曜日の合同保育の記録に「おもちゃの貸し借りも声を掛け合って仲よく過ごすことができた」や「チクチク言葉を言い合う場面で、どのように伝えるのか、相手の気持ちを一緒に考えながら遊べるように支援した」等の記載がある。倫理綱領には「国籍、出身、性別、障害や疾病の状態、その他いかなる理由によっても差別をしない」ことを明記している。出席簿等は五十音順の男女混合名簿とし、園児の名前は「さん」づけで呼び、園児の持ち物等は好きな色を選ばせる等、性差への先入観による固定的な対応をしない配慮をし、クラスだよりや園だよりで保護者に発信している。入園のしおりで特別支援教育について他の保護者にも説明している。</p> <p>■改善課題 「権利擁護マニュアル」の4つの権利については、具体的手順の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
	○	4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント		<p>■取組状況 「プライバシー保護マニュアル」を作成し、着替え時は外から見えないように電気を消しカーテンを閉め、壁に向かい互いに向き合わない、裸にならない着替え方を指導している。内科健診はカーテンがある遊戯室でTシャツ等を着用させており、保護者に入園時や健診のお知らせで準備をお願いしている。教室には隠れ家的なロフトが設置され、集団から離れてゆったりくつろげる空間がある。職員室近くに絵本コーナーが設置され、落ち着ける場所がある。トイレは男女別で、個室トイレにはドアが設置されている。</p> <p>■改善課題 「プライバシー保護マニュアル」の見直し、及び男児用小便器の仕切りについての検討等の取り組みが望まれる。。</p>	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		<p>■取組状況 利用希望者への情報提供については、市や園のホームページ及び園のパフレットで紹介するとともに市の担当部署に入園申込みの案内等の冊子が置かれている。併設の小学校にはパフレットを置き、掲示もしている。パフレットはカラー印刷し、教育・保育理念や教育・保育目標、めざす園、日課や園の生活、園行事等が記載され、写真等を用いて分かりやすく工夫されている。利用希望者には園長や教頭がパフレットを用いて説明し、見学希望者には園内外を案内しながら個別に対応している。パフレットはその年度の予定や実態に合わせて毎年見直している。</p>	

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始・変更時の説明は、「入園のしおり」を配布し、パワーポイントの活用や入園のしおりの読み合わせをして保護者に説明し、同意を得て書面で残している。保育内容等の変更があった場合も保護者に説明している。「入園のしおり」は教育保育目標や教育保育方針、こども園での生活や年間行事予定、持ち物の準備等をイラストや表を使って、保護者が分かりやすいよう工夫している。特に配慮を要する保護者に対しては、後日改めて個別に丁寧に説明している。</p> <p>■改善課題 特に配慮を要する保護者への説明についての手順の作成が望まれる。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>■取組状況 退園時は、職員会議で手順を確認し、児童要録抄本を引継ぎ文書として転園先や小学校に送付し、小学校1年担任と引継ぎを行っている。城南小学校には1年生の学級編成案も提供している。特別な支援を要する園児については、保護者の同意を得て必要に応じて個別支援計画等の情報を提供し、特別支援コーディネーターや担任との情報交換や引継ぎを行っている。退園後の相談には園長や教頭が担当することを説明し、保護者が気軽に相談できるよう、声かけをしている。</p> <p>■改善課題 教育・保育の継続性に配慮した手順書を作成し、子どもや保護者等に退園後の相談方法や担当者について説明した内容を文書にして手渡すことが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	(認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
	○ 4	職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に参加している。
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>利用者満足の上昇を目的とする仕組みの整備と取組については、日々の教育・保育の中で子どもの遊びを観察し、表情や言動等から子どもの満足度を把握するとともに、帰りの会や「夏休みを迎える会」等の各種の集会で「砂場で大きな山を作れて嬉しかった」や「祭りごっこが楽しかった」等の発表から把握に努めている。保護者に対しては、個別面談や日々の登降園時の会話の他、PTA総会や役員会に園長、教頭が参加し利用者満足度の把握に努めている。毎年、学校評価による保護者アンケートを実施し、保護者から高い評価が得られている。今回の第三者評価保護者アンケートでも、「園で、お子さんは楽しく過ごしていると思いますか」の質問項目をはじめ、全22項目のうち14項目で100%「思う」の回答が得られている。学校評価による保護者アンケートでは、「コロナ禍に入り、園での子どもの様子がわからない」との声に、各クラスとも5月から、子どもの活動の様子を毎日ドキュメンテーションにして玄関に掲示し、保護者から好評を得る等、改善に取り組んでいる。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
	○ 6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	○ 7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>■取組状況 苦情解決の仕組みについては、相談・苦情受付担当者を園長、相談・苦情解決責任者を主管課の課長とし、第三者委員2名を選任して苦情解決の体制を整備している。玄関には、相談・苦情の解決の仕組みを表示した、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、保護者等が苦情を申し出しやすいよう、ご意見カードと意見箱を設置している。保護者には、入園説明会で「入園のしおり」を配布し、相談・苦情対応の体制について説明している。苦情内容に関する検討内容の経過や対応策について、今年度は「体調不良時の職員対応」への苦情があり、苦情対応報告書が作成され、保護者等にフィードバックして、記録が保管されている。地域からは、匿名で「子どもの送迎時に保護者が道路に駐車し、渋滞が発生している」と苦情の電話があり、近隣住宅を訪問して謝罪文を配布するとともに玄関にも掲示し、保護者に注意喚起が行われている。苦情内容及び解決結果については、苦情を申し出た保護者の個人情報に配慮して玄関に掲示し公表している。</p> <p>■改善課題 苦情解決の仕組みについては、重要事項説明書に沖縄県運営適正化委員会及び連絡先の追記、及び重要事項説明書や運営規程、苦情対応マニュアルに「苦情解決結果の公表」の追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者への周知については、玄関に意見箱とご意見カードを設置し、保護者が相談できる相手として相談・苦情対応窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先が記載されたポスターを掲示している。園のしおりや重要事項説明書には、保護者が相談や意見を述べやすいよう相談・苦情対応窓口や意見箱の設置を明示し、相談の希望には送迎時や場を改めて対応することを記載して保護者に配布して説明している。保護者からの相談には、登降園時は担当職員が対応し、個人面談や子育て相談等はクラス担任が対応している。保護者からの意見や相談に対応するスペースは、プライバシーに配慮し、わくわく室(空き室)やカーテンを設置した遊戯室、職員室等の一角を活用している。</p> <p>■改善課題 今回の第三者評価保護者アンケートで「あなたが不満に思ったことや要望を伝えたいとき、職員以外の人(役所や第三者など)にも相談できることをわかりやすく伝えてくれましたか」の項目では、21%が「いいえ」との回答があり、更なる保護者への説明の工夫に期待したい。</p>		

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、「相談・意見対応マニュアル」が整備されている。職員は、個人面談や登降園時に保護者とコミュニケーションを図り、保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮し、相談内容によっては場所や日を改めての対応に努めている。毎年、学校評価による保護者アンケートを実施し、保護者の意見の把握に努めている。保護者からの相談や意見に対して即答できない場合は、保護者に説明し、園長や教頭に報告して相談する等、迅速な対応に努めている。今年度作成した「相談・意見対応マニュアル」は、今回の調査に向けて 相談・意見受付票が作成され、フローチャートが見直されている。</p> <p>■改善課題 現在、登降園時等の保護者からの相談や意見等については、引継ぎ簿に記載しているが、口頭や電話等での相談や意見等についても「相談・受付票」への記録が望まれる。保護者からの相談や意見、提案や要望を受け付けた際の対応の経過や結果の説明後は、プライバシーに配慮して公表することに期待したい。「相談・意見対応マニュアル」に「相談・意見対応後の結果の公表」の追記にも期待したい。</p>		

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況： 安心・安全な教育・保育の提供について、事故発生時は園長が責任者となり、安全管理と緊急対応の指示が行われている。事故発生時の対応と安全確保については、危機管理マニュアルとして「事故発生時の対応、緊急時対応、不審者侵入時対応、熱中症対応、プール活動・水遊び対応」等が整備され、職員に配布し周知している。職員室には、事故(ケガ)発生時のフローチャートを掲示している。子どもの安心と安全を脅かす事例として、「送迎バスへの子どもの置き去り」や「登園時における車内への置き去り」等の事例は、その都度、職員に伝え、職員会議で「園児が8:30までに登園していない場合は、保護者へメール送信し、9時までに返信がない場合は電話で確認すること」を検討し対応している。職員室には、園で発生したヒヤリ・ハット記入シートを掲示し、職員に注意喚起を促している。AEDが設置され、救急救命法についての園内、園外研修に職員が参加している。警察署の協力を得て不審者対応に「さすまた」の使用訓練や交通安全教室等が実施されている。毎月1回、安全点検表に沿って園庭の遊具等の施設、設備の安全点検が実施され、遊具の塩害による錆びつきや砂場の桧板の破損等を市に報告し修繕を依頼している。毎朝、園務補助員による砂場のネットはずしと点検が行われている。室内のドアや掃き出し窓、テーブルや棚の角、屋外の柱や鉄棒の支柱等に衝撃緩和対策が施され、階段にはすべり止めマットが設置されている。夜間の不審者対策として警備会社による巡回が行われている。</p> <p>■改善課題： 子どもの安心と安全を脅かす事例及びヒヤリハットや事故について、職員参画の下で、要因分析や改善策、再発防止策の検討と記録の作成が望まれる。</p>	

項目		評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○ 7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
コメント	<p>■取組状況 感染症の予防や発生時における取組については、園長を責任者とし、「感染症の予防と発生時等に関するマニュアル」や保健計画(感染症対応)が作成され職員に周知している。「入園のしおり」には、感染症の種類や感染症に罹った場合の登園基準が明示され、保護者に配布し説明されている。感染症の予防策として、登園時は子どもの健康チェックを行い、クラスの玩具類は毎日、担任が消毒し、水道の蛇口は毎朝、園務補助員が消毒している。衛生管理チェックリストに沿って、職員室、玄関、絵本コーナー、保育室、トイレ、わくわくルーム等のアルコール消毒を週1回、実施している。洗面台には、「しっかりきれいに手を洗う」とイラスト付きで手洗いの仕方を掲示し、手洗いの徹底に努め、玄関には、手指消毒液が設置されている。絵本コーナーでは、読み終えた本を専用ボックスに入れ消毒を実施している。「手足口病」の発生時は、「給食前の手洗い後は、ペーパータオルを使用」となっている。クラスで子どもの感染症発生時は、園長、教頭に報告し、職員室で観察しながら保護者に迎えてもらうよう連絡し、玄関の掲示板に感染症名と人数を記載して保護者に伝えている。「那覇市感染症発生動向調査週報」も掲示し、保護者へ情報提供されている。新型コロナウイルス感染症が第5類移行に伴い、感染症対策を見直している。</p> <p>■改善課題 今回の第三者評価に伴う、保護者アンケートの「園内でインフルエンザなどの感染症が発生した際はその状況について連絡がありますか」の質問では、「ない」と「その他」がそれぞれ14.3%の回答があり、保護者への周知に向けて更なる取組に期待したい。</p>	

項目		評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 災害時の対応体制が決められている。
		2 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>■取組状況 災害時の対応体制として園長を隊長とした自衛消防隊が組織され、職員の役割分担が定められている。「火災、地震・津波、台風、不審者侵入対応」等の危機管理マニュアルが整備され、毎月、火災避難訓練を実施し、地震発生や不審者侵入対策の訓練も小学校と合同で実施している。訓練時は、園児の連絡名簿や引き渡しカード等の入った非常用袋を持ち出し、点呼で園児の安否を確認している。今年度は、引き渡しマニュアルに沿って保護者への引き渡し訓練も実施している。園は土砂災害警戒区域に指定され、「那覇市が発令する避難情報等警戒レベル3以上が発令下にある場合の避難マニュアル」や「土砂災害避難確保計画」を作成し、大雨警報(レベル3)や土砂災害警報(レベル4)の発令時の第1避難場所を城西こども園、第2避難場所を首里公民館とし、避難経路図や避難方法を定めている。園でのカッパ着用訓練と第1避難場所への避難訓練を行う他、実際に避難指示発令時に避難を実施している。消防用設備の定期点検や毎月の訓練時に消火設備や火気設備等の自主点検が行われている。本棚やピアノは転倒防止策を行い、棚の扉等は開閉防止策が施され、備蓄は、水、救急用カレーや根菜汁、フルーツゼリーやライスクッキー等、3日分程度が給食センターから配布されている。備蓄リストを作成し、賞味期限を確認し入れ替えを行う等、在庫管理を教頭が担当している。土砂災害避難確保計画には、受け入れ室の確保や給食の提供等、避難場所での教育・保育の継続が図られている。</p> <p>■改善課題 火災、地震発生時の第2避難場所については、玄関外の掲示物には首里公民館となっているが、「入園のしおり」には、首里中学校と表示されており、統一することが望まれる。備蓄の食料に食物アレルギー対応の追加や災害発生後においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた業務継続計画の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
	コメント	<p>■取組状況 教育・保育についての標準的な実施方法(マニュアル)として、「虐待発生時の対応マニュアル」や「不審者侵入時対応マニュアル」、「熱中症対応マニュアル」等、多数作成されている。アレルギー対応マニュアルや城南こども園倫理綱領や権利擁護マニュアルには、人権尊重やプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されている。マニュアルは、誰でも取り出して確認できるよう職員室に設置し、指導計画の作成、教育実習生・ボランティア受け入れマニュアル、倫理綱領、個人情報、相談・意見対応、感染症対応マニュアル等は、職員に配布し周知している。職員採用時は、園長がマニュアルの説明を行う他、行政主催のマニュアルについての研修を受け、命に係わるアレルギー対応については、全職員で確認共有している。マニュアルは、年度末の2月に教育・保育計画の反省、評価時に確認し、土砂災害時等の避難訓練後は、マニュアルに沿って実施できているかどうかの確認や改善点等が検討されている。</p> <p>■改善課題 マニュアルの適正な文書化については、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応マニュアル」等、冊子の状態での提示も見受けられ、各種マニュアルの主旨をふまえて、職員が日常的に利用しやすいマニュアルの作成が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
		2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
		4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
	コメント	<p>■取組状況 標準的な実施方法は、園長と教頭、職員が参加する2月の職員会議において、検証し見直すことが定められている。新型コロナウイルス感染症の第5類への移行を受けて、感染症対策を見直し、保育参観等の行事が再開されている。熱中症対応マニュアルについては、8月に行政より新たに「熱中症対策ガイドライン」が示され、熱中症警戒アラート指数28以上の場合は、指導計画書について、登園時の涼しい時間を戸外活動に変更している。</p> <p>■改善課題 今年度作成した相談・意見対応マニュアルや不審者侵入対応マニュアル、火災発生時のマニュアルについては、作成年月日が記入されているが、その他についても見直しの過程が分かるよう制定年月日や改訂年月日を記載し、各種マニュアルは主旨をふまえて、職員や保護者等からの意見等を反映して、定期的な検証・見直しが望まれる。</p>	

項目		評価結果
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	(認定こども園)全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○ 5	(認定こども園)子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 7	(認定こども園)指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○ 9	(認定こども園)指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>■取組状況 「指導計画作成・見直しの手引き」が作成され、指導計画作成の責任者は園長とすることが明示されている。「指導計画作成に係るアセスメント方法」に沿って、入園前の面接や児童票等で子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況を把握し、職員会議で確認、協議している。新学期のスタート時(4月・5月)は、5歳児の年間指導計画や月案、週案には、新入園児と進級児、共通の姿をとりあえてねらいが設定されている。入園後は、三者面談や個別面談等を通して子どもの発達上の課題や保護者の要望等の把握に努めている。特別な支援を要する子どもについては、関係者支援会議(ケース会議)に保護者や児童デイサービス職員、園長、特別支援担当職員等が参加し、子どもや保護者の意向を確認し、個別の教育及び保育の支援計画が作成され、保護者の同意を得ている。全体的な計画に基づいて年間指導計画や安全計画、防災計画、保健計画、食育計画、基本的な生活習慣指導計画等が作成されている。月案や週案の指導計画は、週末や月末の反省・評価を行い、翌週や次月の計画をクラス担任が立案し、毎週木曜日に開催の週案会議で園長、教頭、クラス担任、フリー職員が参加し、検討確認され指導計画が作成されている。特別な支援を要する子どもに対しては、個別の指導計画を作成するとともにクラスの指導計画にも子どもとの関わりが位置付けられている。家庭の事情や保護者の状況に配慮し、子どもの一時預かり等が行われている。指導計画のねらいや援助内容には、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。</p>	

項 目		評価結果	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
		3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント		<p>■取組状況 定期的な指導計画の評価・見直しについては、「指導計画の作成・見直しの手引き」に沿って実施されている。全体的な計画や年間指導計画は、毎年2月の職員会議で年度の振り返りを行い、次年度の計画を作成している。月案や週・日案は、クラス担任間で月案や週案の反省・評価から翌週や翌月の子どもの姿や課題を把握して立案し、園長、教頭、クラス担任、フリー職員が参加する週案会議で検討作成され、ヘルパー職員へ周知している。天候の変動や子どもの状況の変化等で指導計画を緊急に変更する場合は、当日の朝、クラス担任同士で話し合い、クラス活動や遊戯室の使用等を調整し、園長、教頭に報告している。今年度は、モルルールでプラネタリウム見学を予定していた当日、Jアラートが発令されたため中止したことや、9月に園外保育を予定していたが、熱中症警戒アラートが発令されたため、施設内での活動に変更した事例では、職員間で共有し、子どもや保護者へ説明し対応している。</p> <p>■改善課題 「指導計画の作成・見直しの手引き」に指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの追記が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定子ども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○ 4	認定子ども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○ 6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもの発達状況や生活状況等は、主管課が定めた統一した様式の指導要録や児童票等に記録されている。特別な支援を要する子どもについては、個別の指導計画書が作成され、支援状況はヘルパー日誌に記載されている。各クラスの子どもについては、クラス日誌や個別記録簿、面談記録簿等に記載している。記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、初任者研修には「保育記録術や指導要録の記入の実際」を位置づけ、新年度職員オリエンテーションでも「日誌等の記載と引継ぎについて」の研修が実施され、週案会議においても園長や教頭による指導・助言が行われている。研修報告や市からの情報等は、回覧で周知し保護者からの相談や苦情は、園長や教頭へ報告している。日々の子どもの様子や保護者からの情報は、各クラスの引継ぎ簿に記載し共有している。指導計画は、支援会議や週案会議で情報を共有する他、パソコンネットワークが活用されている。</p>	

項 目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	2 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	3 記録管理の責任者が設置されている。	
	○	4 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○	5 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○	6 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>■取組状況: 子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報保護に関するマニュアル」や那覇市の「個人情報保護条例及び那覇市文書取扱規程」で記録の保管と保存、廃棄、情報提供に関する事項が定められ、那覇市認定こども園における情報資産（週案、日案等）の取り扱い要領も整備されている。個人情報の不適切な利用や漏洩対策として、子どもの名簿や児童票、指導要録等の公簿の持ち出しを禁止し、鍵付きのキャビネットで保管している。個人情報の入った書類の廃棄はシュレッターにかける等の対応をしている。新年度の職員オリエンテーションでは、園長が地方公務員法による守秘義務や守秘義務違反の罰則規程を説明し、職員に周知している。保護者には、重要事項説明書で、個人情報の取り扱いについて説明し、「園から発信する各種便り、リーフレット記載に際しての同意書」や「広報活動に伴う写真及び映像等掲載の同意書」への同意を得ている。</p> <p>■改善課題: 重要事項説明書の守秘義務については、基準条例第27条3項に基づいて「個人情報の利用にあたっては、保護者の同意を得ておかなければならない」旨の追記と「個人情報の保護方針や利用目的について」公表することが望まれる。</p>		

		項目		評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育				
A-1-(1) 子どもの権利擁護				
46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	b
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。		
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
	コメント	<p>■取組状況 権利擁護の取組が記載された本園の倫理綱領が作成される他、4つの権利が記載された権利擁護マニュアルが整備されている。沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例、那覇市世界にはばたくこどもの街宣言、主管課からの公文書等により、子どもの権利擁護について職員は周知している。具体的には、日々の支援の中で子ども一人ひとりの言葉を聞き流すことなく、子どもの声を大切にし、子どもの内面にも気配りしながら、子どものペースに寄り添った言葉かけや対話を心がけている。また、食後の掃除について、子どもから「先生、雑巾がけをしたい」との意見があり、①男女に分ける方法、②掃き掃除や雑巾がけをしたい人に分ける方法、③もともとあるグループ分けで行う方法等、子どもたちが自ら考えられるよう見守り実践している。毎週の週案会議において、日々の教育・保育の振り返りを行い、権利侵害の防止と早期発見として、子どもへの不適切な対応がなかったか等、話し合う機会としている。年2回、人権擁護のためのセルフチェックリストが行われるとともに、人権に配慮した保育の研修も実施する等、園内外において子どもの権利に関する研修への機会がある。</p> <p>■改善課題 「権利擁護マニュアル」の4つの権利について、具体的手順の作成を実施するとともに、子どもの権利擁護に関する取組が継続的に徹底されるよう、より質を高める取組が望まれる。</p>		

		項 目	評価結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
	b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	
	c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
	○	2	全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
	○	3	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
	○	4	全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
	○	5	指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。
	○	6	指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。
	○	7	全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
	○	8	全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況 全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生、安全管理、災害への備え、食育、子育ての支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・保護者アンケート・学校関係者評価委員会等)、職員の資質向上(研修計画)学力向上推進計画、情報公開等を考慮して作成されている。全体的な計画の見直しは、2月に各クラスから提出された反省や修正について職員会議で協議し、次年度の計画を作成している。</p> <p>■改善課題 学級開きやクラス懇談、掲示を通して指導計画をわかりやすく保護者に周知するために説明する事が望まれる。</p>		

		項目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開				
48	A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。		
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○	2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○	3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○	4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○	5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○	6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや扇風機等で温度を調整し、定期的に換気を行い、空気清浄機が各教室に設置されている。熱中症対策として熱中症警戒アラートや熱中症指数計に留意し、室内遊びや水分補給など適切な環境や対応に努めている。発達に合ったテーブルや椅子、玩具、遊具(運動用具含む)類の素材など安全面に配慮している。トイレや手洗い場は明るく子どもが使いやすい設備で、日中消毒を行い、子どもの降園後に、職員が清掃を行う等、安全や清潔に配慮している。年度初めは、教室で子どもが集団から離れて一人になりたい時や体を休めたいときに過ごせるよう園庭に向けて絵本コーナーを設置し、年間を通して職員室に隣接する絵本コーナーには、集団から離れてゆったりくつろげる空間がある。教室の玩具類は毎日安全点検し、定期的に消毒している。教室の設備や園庭の遊具は月1回職員が安全チェックを行い確認している。毎年、ダニ駆除や水質検査を実施している。食事は教室や遊戯室を使用し、感染症対策に配慮し、落ち着いた空間でとれるようにしている。午睡は各教室で室温や照明に配慮しゴザを敷いて行っている。各教室のほかに空き教室と遊戯室の2つを利用し、熱中症警戒アラート発令中や雨天時において、体を十分に動かすことができる空間がある。</p>		

項 目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント		<p>■取組状況 一人ひとりの子どもの状態に応じた教育・保育については、入園前の面談や進級時の引き継ぎから、集団経験の有無や基本的な生活習慣の達成状況、家庭での生活リズム、友達のかかわりなど等を把握し、学級経営案を作成している。登園後、教室に入室できない子どもは、教頭や園長が絵本コーナーで気持ちを落ち着かせ、子どもが遊びを始めることが出来る状況でクラスに合流できるようにしている。子どもの不安を受け止め、寄り添い、受容するなど担任以外の職員でも実施している。要望を聞きながら、関心のある遊びや教材を複数用意し、時間や場所の工夫を実施し、遊びや課題活動の教材選択が、出来るように取り組んでいる。保育教諭は一人ひとりの気持ちを受容し、見守りながら園児が安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。自分の気持ちを言葉に表現しづらい子どもの支援として、「泥団子を上手に作成した直後に園庭で、保育教諭がインタビュー形式で泥団子の作成の仕方や工夫したところについて他の友達に伝えるようにしている。その後、生活や遊びで自分の気持ちを言葉で表現し、積極的に活動に取り組む姿が見られた。」と話していた。一人ひとりの子どもの状態に応じ、子どもが安心して自分らしさを発揮できるような経験を通して自己肯定感が高められるように支援している。</p> <p>■改善課題 週・日案に困り感を持っている園児の姿やねらい、支援の内容の追記を期待したい。</p>	

項目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント		<p>■取組状況 基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備については、基本的な生活習慣年間指導計画(あいさつ・衣服の着脱・所持品の始末・生活に必要な言葉・世話や清掃・ルール・片付け・・・)を作成し、月・週案に基本的な生活習慣の項目を設定している。「身の回りの始末やトイレの使い方など一人ひとりの様子を見てほめたり一緒に行ったりするなど…やる気を引き出していく」等、一人ひとりに合わせて手伝い、見守り、教えながら基本的な生活習慣を身につけることの大切さを伝えている。要覧に登園後は「外で好きな遊びをする」とあり、昼食後は午後のおやつまでの間「教室でゆったりと好きな遊びをする」と表示され、昼寝も含め遊びと休息のバランスが保たれる工夫をしている。ゴールデンウィークや夏休み後には家庭生活援助アンケートを実施して園生活リズムを取り戻す工夫をしている。</p> <p>■改善課題 基本的な生活習慣の習得に向け、園児一人ひとりの発達過程や気持ちに配慮した更なる支援を期待したい。</p>		

		項目		評価結果	
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a	
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。		
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。		
		c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点	○	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○	2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○	4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
○		6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。		
○		7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。		
○		8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。		
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開について、園庭や教室では指導計画に基づいて、月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境を整え、園児は好きな遊びを見つけ一人で、または気の合う友達と関わりながら取り組んでいる。教室入り口には調査日当日に、羽化したオオゴマダラ2匹が観察ケースに飼育されていて、オオゴマダラを観察しながらオオゴマダラの製作に取り組んでいる。6月にカバマダラの飼育から、カバマダラの製作をした体験を思い出し、子ども自らの取組があった。季節ごとに様々な野菜や草花が栽培され、園児たちが水かけ等を行っている。廊下の壁には4月から育てた野菜の成長や収穫の写真が掲示され、子どもが野菜の成長や収穫を思い出しながらバーベキューができる環境となっている。廊下側には子どもが興味関心を持てるような環境を整備し、絵本コーナーは、一人ひとりの職員が推薦する絵本を掲示し、友だちと一緒に過ごしたくなるような、簡単なクイズやテーブル、椅子が設置されている。生活や遊びの場面で園児の成長や困り感をクラス保育教諭で共有し、週案会議などで合議し環境構成や支援など工夫し援助をしている。6月から「わくわくタイム」を週1回開催し、地域の方との交流やリミックやダンス歌・指遊びなど様々な活動を、友だちと一緒に取り組むことが楽しいと集会に参加できるようにしている。子どもたちが家庭で、バーベキューをしたことや地域のお祭りの出店でやり取りを体験したことを遊びに取り入れようと提案が出て、話し合いを繰り返しながらバーベキューごっこや出店屋さんごっこを友だちと協同で取り組んでいる。活動の過程において友だちと関わり、意見の違いを認め、自分の気持ちを伝えること、友だちの気持ちに気づいて、譲り合える経験を積むことを保育教諭は支援している。</p>			
52	A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		
		b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。		
		n	わからない、判断できない。		
	着眼点		1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
			2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
			3	子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
			4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
			5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。		
	コメント	※対象外			

		項目		評価結果		
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。			
			判断基準	a		適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
			b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
			c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。		
	着眼点	n	わからない、判断できない。			
	1	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。				
	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。				
	3	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。				
	4	子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。				
	5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。				
	6	様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。				
	7	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。				
	コメント		※対象外			
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		a	
			判断基準	a		適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している
			b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
			c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。		
	着眼点	n	わからない、判断できない。			
	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。				
	○	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。			
	○	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。			
	○	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。			
	コメント		<p>■取組状況</p> <p>【4歳児】少人数の利点を生かし、保育教諭が子ども一人ひとりの話を丁寧に聞き、初めて経験することに不安を感じる子どもには、個別に関わる時間を確保して寄り添い、信頼関係が構築できるように取り組んでいる。一日を通して、好きな遊びができるよう複数のコーナーを作り、活動が継続できるような工夫をしている。今遊んでいる遊びを継続したい子どもの気持ちを大切に、遊びや課題活動が選択できるような工夫をしている。子どもの発案から遊びが広げられるように、子ども同士の話し合いを見守り、時には支援し、ヒントになる絵本や必要な教材、廃材等を用意している。バーベキューごっこなど集団の中で自分の力を発揮し、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組める環境を整えて保育教諭が関わっている。【5歳児】4月、新しい環境や自分のやりたい遊びができるように、進級児は前年度の遊びが継続できるように、新入児は面接で聞いた遊びを参考に複数の遊びコーナーを用意している。進級児が自分の思いや意見をうまく伝えられない場合は、保育教諭と一緒に遊ぶことで、遊びや園児一人ひとりの良さを言葉で伝え、信頼関係を築き自信につなげている。様々な集まりなどで、保育教諭に認められた体験を言葉で表現し、友達に気持ちを伝えることの気持ちよさを体験できるように支援している。地域の祭りの出店でのゲームや食べ物を購入した体験から、友だちと一緒に輪投げのゲームや焼き鳥、チョコバナナなどの食べ物を製作し、祭りごっこをする中で、「友だちの話や意見に耳を傾け、自分の思いを伝えることができるようになっていく。」とクラス担任が話していた。保護者には、様々な教材を使っの製作活動や友達と協働してごっこ遊びなどの展開している様子などの毎日の活動内容をドキュメンテーションで作成して玄関先へ掲示している。製作した作品等がクラスに展示されている。行事やわくわくタイムの集会を通して、子どもの育ちや取り組んでいる共同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</p> <p>3歳児が在籍していないため、着眼点1は評価対象外である。</p>			

		項目	評価結果
A⑩	⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	<input type="radio"/>	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	<input type="radio"/>	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	<input type="radio"/>	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	<input type="radio"/>	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	<input type="radio"/>	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
	<input type="radio"/>	8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>障害のある園児が安心して生活できる環境整備と配慮については、特別支援教育経営方針が策定され、①実態把握②特別支援保育・特別支援教育に関する園内委員会の設置・・・⑤関係機関との連携⑦「個別支援計画」「個別の指導計画」などの作成と活用・・・など実施方法が記載されている。教頭が特別支援コーディネーターに位置づけられ、クラス担任以外に特別支援教育ヘルパーが配置されている。特別支援ヘルパーは日々の記録を作成し、月に1度クラスごとに担任や支援ヘルパーの会議を開催して支援の振り返りを行っている。週案会議、及び園内支援委員会を開催して情報や支援の共有が図られている。建物設備はバリアフリーで、多目的トイレが設置され支援児を受け入れる環境が整備されている。児童デイサービスなど関係機関と連携し、保護者も含めて計画の策定や支援について情報交換している。クラス担任が個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得ている。計画に基づき園児の特性に応じて、基本的な生活習慣や遊び、活動の仕方、友達との関わりについて援助している。保護者と一緒に専門のアドバイスを、子ども発達支援センターの巡回指導相談を受けている。職員は市の主催する研修を受講し、発達支援児に関しての専門性を高め、保護者からの相談に対応し、個人面談を実施している。入園のしおりに「特別支援教育」についての内容が表示されている。クラスの指導計画に支援児の姿や友達との関わりについての記載がある。</p>		

		項目		評価結果
56	A⑩	⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		
	b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2	在園時間の長い子どもが安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○	4	年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5	子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○	6	在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○	7	子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	8	担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	○	9	1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
コメント	<p>■取組状況 在園時間の異なる子どものための環境整備と配慮について、職員は時差勤務を行い、朝夕、土曜日は異年齢で過ごしている。延長保育や一時預かり保育の実施計画が作成されている。延長保育は18時30分～19時30分まで合同で対応し、パズルや絵本等で遊び、子どもが楽しく過ごせるよう配慮し月2～3人が不定期に利用し、園独自でおやつ(せんべい等)が用意されている。一時預かり保育は月2～3人利用している。4歳児は年間を通して、子どもの様子に応じて昼寝を行っている。延長のおやつはアレルギーに対応できる菓子類を用意している。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子や保護者の対応については、引き継ぎ簿を使用し、内容により直接電話で対応するなど連携している。朝夕の園庭遊びやおやつ後の室内活動において異年齢で過ごしている。夏休み等の前に生活リズムの大切さを親子に伝え、休み中の規則正しい生活が送れるような確認票を活用し、休み後には子どもが園生活のリズムを整えられるような支援がある。</p> <p>■改善課題 一時預かり保育の指導計画を作成し、延長保育も含めて振り返りの記録等の整備が望まれる。</p>			

		項 目		評価結果
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
		b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
		c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
		○	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
		○	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
		○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
		○	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>小学校との接続については、全体的な計画に小学校との連携や接続が位置付けられている。隣接する小学校との接続連携計画として、「城南こども園懸け橋期のカリキュラム」が作成され、5年生と清掃活動時の日常的な交流や運動会や避難訓練など行事を通じた交流、1年生と園児との交流、職員間の保育参観や授業参観等の交流を実施している。「保・幼・こ・小連絡協議会」では近隣の保育所等が参加する合同会議で、スタートカリキュラムの確認や課題等を共有している。保護者が小学校以降の見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援している。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点に基づいた園児の育ちや発達の状況を踏まえ、こども園指導要録を作成し、各小学校へ引き継がれている。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
	○	2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
	○	3	子どもの保健に関する計画を作成している。
	○	4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
	○	5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
	○	6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
	△	7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
	△	8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>保健計画が作成され、年間計画のねらいや活動計画、健診の日程等が記載されている。日々の健康管理は、「子どもの健康に関するマニュアル」や「園児健康管理マニュアル」をもとに行われている。登園時は担任や教頭、他職員等が出迎え、視診や体に触れて体温の確認をし、保護者からも情報を得ている。園内での教育・保育時は、30分毎にお水タイムを設け、水分補給ができるよう声かけし、水筒の摂取量もチェックし、汗の量や顔色も確認している。気になる場合は検温し確認している。市主管課から発行される毎月の保健だよりに、感染症や熱中症予防のポイント等、健康管理に関する注意が記載されている。今年度より、暑さ指数を測定し、指数が28を超えると屋外での教育・保育を中止し屋内活動に切り替え、熱中症予防等、子どもの健康管理に努めている。体調悪化やけがの場合、保護者へ連絡するとともに必要と判断した場合は、かかりつけ医等へ受診する対応も行われ、事後の確認も丁寧に行われている。既往歴や予防接種の状況、子どもの健康状態に関する情報等は、年度始め4月、内科健診前に問診票を保護者に記入してもらうことで把握し、日々の健康管理についても必要時記録し周知・共有している。健康に関する方針や取組は、こども園入園・進級のしおり及び重要事項説明書や市からの保健便り、園便り、クラスだより、健やか通信等で保護者に伝えている。</p> <p>※着眼点7と8については、乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>		

項目			評価結果	
59	A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。		
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。		
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○	3	家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>■取組状況 子どもの健康診断等は、保健計画で前期と後期の年2回予定され、内科健診や歯科検診、視力検査や蟯虫検査等が行われ、パソコン上で子ども個々の検査内容を把握できるようになっている。職員は検査結果を周知・共有し、診断結果の分析結果も書面で保管されている。保健計画のねらいに「自分の健康状態を知り、治療や予防活動を進んで行く。」とあり、歯みがきの大切さを子どもに伝え、昼食後に歯みがきが実施されている。保健だより等で、むし歯の予防や歯と口の健康週間、噛むことの大切さ等について情報提供されている。歯磨きに興味や関心が持てるよう、きらきら賞やびかり賞等、全ての子どもが何らかの賞状をもらえるよう工夫している。保護者の同意を得て、今年9月より、歯磨き後のフッ素洗口が実施されている。保護者には個人面談で伝え、健診結果を紙面で報告するとともに、歯科受診や眼科受診を促し、受診結果の報告も確認できるようにしている。夏休み等の長期休暇前は、食後の歯みがきも忘れず行えることやスマホやテレビを見すぎて生活リズムが乱れないよう、子どもとの会話の中で伝えるとともに、家庭における生活の場でも健診結果が活かされるよう伝えている。</p> <p>■改善課題 子どもの健康管理を適切に行うことを目的に、歯科検診だけでなく、視力検査等の改善のための教育・保育内容に関し、保健計画に追加されるよう期待したい。</p>		

項目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>アレルギー対応マニュアルや食物アレルギー対応マニュアル、アレルギー対応関連資料、給食管理、調理マニュアル等が準備され、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等をもとに、子どもの状況に応じた対応が行われている。ナッツ類アレルギーの子どもがいるが、給食センターにおいて食材として使用されていないことから、通常献立による給食を提供している。慢性疾患で医師による指示を要する子どもはいないが、疾病により臓器に支障のある子どもの保護者より、水分をこまめに摂らせるよう声かけ促しの要望を受け対応している。アレルギーについては、園の給食は影響ないが、弁当持参や遠足でのおかず、おやつ等の交換はしないよう伝えている。職員は、食物アレルギーとエピペンの使用方法に関する研修を行い技術を習得している。こども園入園・進級しおり及び重要事項説明書において、アレルギー有無等の確認や献立表で食べたことのない食材等がある場合は、家庭で食べさせるなどして様子観察の協力依頼を行っている。</p>	

		項 目	評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。
	○	2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
	○	3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
	○	4	食器の材質や形などに配慮している。
	○	5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	○	6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
	○	7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
	○	8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント	<p>■取組状況 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」に食育が位置づけられ、食育年間指導計画が作成されている。食事のマナーや家庭と連携しながら食に対する関心を高めるなどの目標のもと、基本的な生活習慣の指導計画等に反映され取り組んでいる。食事中は、ゆったりとした音量の音楽を流し、環境・雰囲気づくりを工夫している。コロナ禍は黙食であったが、5類移行後は複数人でテーブルを囲み、和気あいあいとした共食風景であった。4歳、5歳児が対象の中、入園時は、子どもの発達に合わせてスプーンやフォーク、お箸を準備して対応し、徐々にお箸の持ち方を指導している。食器の材質については、那覇市給食センターで選定している。副菜は、それぞれ小皿に小分けして提供し、子どもの状況に応じて大小の分量を準備し、「大盛りしたい」「お代わりしたい」等、子ども自身が自由に選択できるよう対応している。食に関心が持てるよう食育の本を読んで伝えたり、五大栄養素やたんぱく質、野菜などの栄養について話をし、食べることで元気になること等、子どもが理解しやすいよう伝えている。庭園でピーマンやナス、オクラ等の野菜を栽培し、弁当持参の日に調理し「一緒に食べてみよう」と声かけするなどして、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。園で栽培されたオクラ等を家庭に持ち帰ってもらい、持ち帰った野菜を子どもと保護者が一緒に調理し、子どもがおすすめメニューの食べ方を作成した文書が共有フロアに掲示している。食生活や食育に関する取組を保護者に個人面談、クラスだより、手紙を添えるなどして伝え、家庭との連携が行われている。</p> <p>■改善課題 食前に席に座り待っている時間や食べ終わって席で待っている時間、子ども一人ひとりが食べ終わる時間等、食事の開始及び終わる時間が一斉に行われていることについては、子どもの視点からメリットやデメリットの検討を行うとともに、食育教育に子どもが食事を楽しむことができる工夫が望まれる。</p>		

項目			評価結果	
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。		
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント	<p>■取組状況 給食は、園長や教頭等が検食を行った後、子どもに提供している。子どもの喫食状況は、毎回確認し給食日誌に記録する他、各クラスの保育日誌に給食に関する記載項目に記録しており、職員は子どもの発育状況も含め、食べる量や好き嫌い等も把握している。子どもがおいしく安心して食べることができるよう、毎月の給食会議で食事状況等について話し合い、食の細い子どもへの援助等、共有し対応している。年3回は給食センターの栄養士も参加し、市関係機関による給食会議が開催され園長が参加し、園で話し合われた内容を伝えることで、魚を食べやすくする調理の工夫や誕生日会でのケーキをおやつ時間ではなく、給食時間(1号認定児が帰らない前)で提供することに変更している。レバー汁やゴーヤーチャンプルーの残食の状況から、レバーをミンチにしてカレーに入れ、ゴーヤーチップスに変更することで食べるようになっていく。5月5日の前日は、鯉のぼりハンバーグやこどもの日のデザートを提供し、七夕には星形ハンバーグやちらし寿司、誕生日会では中味汁や赤飯、6月23日慰霊の日の前日は、沖縄風ソースイ等を提供している。行事や季節感に配慮し、冬瓜を使った献立やナス、チンゲン菜、ゴーヤー等を使った夏野菜スパゲッティ、沖縄そば等、季節や地域の食材を使った献立も提供している。給食だけでなく、パイナップルやハンダマ等、沖縄の食材を使ったレシピも紹介している。 ※給食は園独自の調理ではなく、市給食センターから配食されることから、項目7は非該当とする。</p> <p>■改善課題 給食は、市給食センターからの配食で、より良い食事提供を行うためにも、栄養士や調理員等がこども園に来訪し、子どもたちの食事の様子を観察したり、一緒に食しながら話を聞いたりする機会の設定が望まれる。</p>			

項目		評価結果
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
	○ 2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
	○ 3	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
	○ 4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
	○ 5	教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもの登園時や降園時は、担当職員が対応することを基本としており、日常的には担任が口頭で保護者への報告や情報交換を行い、その日の子どもの活動をもとにドキュメンテーションを毎日14時までに作成、玄関口に掲示し情報提供している。日々の連絡事項や情報共有として、スマホアプリ「さくらdeys」を利用し保護者へ一斉送信し情報共有している。支援の必要な子どもについては、おたより帳を利用して。年度始めの入園・進級時において、年間行事計画や園だより、献立・食育だより、保健だより等を配布し、資料をもとに教育・保育の意図や内容について、保護者へ説明し理解を得る機会としている。保育参観や行事への参加、個人面談等を通し、子どもの成長を共有できる機会としている。職員は、保護者との情報交換の内容や家庭状況等、必要に応じて保育ノートや子ども一人ひとりの個人記録簿に記録している。日々の出来事の申し送りや保護者への連絡事項については、引継ぎ簿に記録し、連携が取れるようにしている。保育参観や個人面談等については、入園・進級時に年間行事計画を配布し伝えるとともに、保護者の事情により、時間や日程に配慮し参加しやすいよう努めている。</p>	

項 目			評価結果
A-3-(2)保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>クラス担当は2人体制で早出が登園時に子どもを迎え、遅出が降園時に保護者へ引き渡しを行うことを基本としており、登園時は自宅での子どもの様子を保護者に聞き、降園時はその日の様子等を保護者に伝える等、コミュニケーションを図り信頼関係に取り組んでいる。相談・意見等対応マニュアルにもとづいて、保護者等から相談を受けた場合、園長へ報告、相談する体制となっており、相談内容の記録は適切に保管されている。保護者が元気がないと子どもも元気がないことも多いことから、クラス担当は、登園時の保護者の状態や表情が暗いと感じた場合、「何かありましたか」と気軽に声かけし、対応するようにしている。状況によっては、教頭に対応してもらい、保護者の仕事の都合に合わせて、担当職員がシフト調整して相談に応じられるよう取組を行っている。経験の浅い職員が適切に相談に応じられるよう、教頭は職員を見守りながら必要時は助言を行う体制がある。落ち着きのない子どもの場合、子どもを抱っこしたり、保護者に家での様子や仕事のことを聞いたりして対応している。出産間近の保護者から一時預かりの相談を受け、関係機関と連携しスムーズに対処することができ、保護者が安心して出産を迎える準備ができた事例もある。</p>	

		項目		評価結果
65	A⑳	㉔	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
		b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
		c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
		○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
		○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
		○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。
		○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
		○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
		○	7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>不適切な保育について、「不適切な養育に関するマニュアル」等をもとに園内研修が行われ、子どもの状態や行動等、不適切な養育等に関する理解を促すための取組を行うとともに、家庭での養育状況の把握に努めている。具体的には、登園時の視診、朝ごはんを食べているか、休み明けの様子や着替え状況を確認し、手足等にけががある場合は、家での様子やけがの理由を子どもに聞くようにしている。言葉にトゲが感じられる場合や「ママ嫌い」と発する子どもの様子が気になる場合は、教頭や園長に報告するとともに、週案会議等で気になる子どもについて話し合わせ情報共有している。子どもの言動に「うるさい」と発する保護者の精神面に配慮し、さりげなく保護者に声かけし困りごと等の相談を受け、対処方法等についてアドバイスを行っている。DV等で子どもに影響がある場合は、児童相談所等の関係機関と連携し、個々に応じた対応方法を話し合っている。</p>		

項目		評価結果
A-3-(3)子どもへの不適切な関わりの防止等		
66	A②①	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b
判断基準	a	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない
	c	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	不適切な関わり(暴力などの児童虐待、子ども一人一人の人格を尊重しないなどの不適切な保育)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども、保護者にその原因や内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規定に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。
	○ 2	不適切な関わりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、不適切な関わりが行われていないことを確認している。また、不適切な関わりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
	○ 3	子どもの発達に応じて自分自身を守るための知識、具体的方法について説明する機会を設けており、不適切な関わりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
	○ 4	子どもへの不適切な関わりが疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、不適切な関わり等の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
	○ 5	不適切な関わり等があった場合の組織的な対応について説明した資料を保護者等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、保護者や子ども等が自ら訴えることができるようにしている。
コメント	<p>■取組状況 不適切な関わりの防止等については、年度初めの会議等で職員へ伝えるとともに、人権擁護のためのセルフチェックリストによる評価シートを活用し、週案会議等で不適切な関わりが行われていないことを確認している。不適切な関わりが確認された場合は、那覇市職員の懲戒に関する条例及び懲戒に関する指針について(人事院)の規定にもとづき厳正に処分を行う仕組みとなっている。「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」や「虐待発見時の対応マニュアル」をもとに、不適切な関わりがあった場合を想定して、園長や教頭が職員、子ども、保護者等に事実確認をすることや市のこども教育保育課へ報告し対応するための体制ができており、届出や通告者が不利益を受けることのない仕組みとして「那覇市職員等の公益通報に関する要綱」が整備されている。子どもが自分自身を守るための知識として、保健計画の「いのちの安全教育について」をもとに、日常生活や遊びの中で子ども同士のスキンシップ、水遊びやプール遊び時の着替え等において、嫌な気持ちへの配慮やプライベートゾーンを守って着替えられるよう取り組み、子どもが言いやすいように気配りしている。入園や進級時に配布された重要事項説明書に、虐待の防止のための措置を明文化し、園内における報告プロセスを明確にし、必要な措置を講じる内容となっている。その他「子どもの人権に配慮した保育について」を掲示して、保護者や子ども等が自ら訴えることができるようにしている。</p> <p>■改善課題 「不適切な保育の具体的な行為の例」や「人権擁護のためのセルフチェック」、その他、園における不適切な対応事例を収集し、再発防止の会議で話し合い、今後とも不適切な関わりの防止と早期発見に取り組むことが望まれる。</p>	